

西区生活交通改善プラン（後期計画）の策定について

1 現行の生活交通改善プラン（前期計画）

（1）位置づけ

本市の交通政策の基本方針となる「にいがた都市交通戦略プラン」（R1～R10）に基づく、交通分野の実施計画「新潟市地域公共交通網形成計画」の一部として各区の実情に応じた具体的な交通施策等を定めた実施計画。

（2）計画期間

令和2年度～令和6年度 ※今年度末終了

2 新たな生活交通改善プランについて（後期計画）

（1）位置づけ

現行プランと同様の位置づけ。ただし、上位計画である実施計画の「新潟市地域公共交通網形成計画」は「新潟市地域公共交通計画」に名称変更。

（2）計画期間

令和7年度～令和10年度（4カ年） ※上位計画の期間に準拠

（3）策定方針

前期計画をベースに、上位計画に即した内容に改定を行う。

- ・生活交通に関する市民ニーズと実態について、直近の市政世論調査や都市交通特性調査などの結果を踏まえた内容に見直し



- ・前期計画の取り組みを振り返り、市民ニーズと実態のギャップを踏まえ、今後取り組むべき課題の抽出、目指す生活交通の将来像を再検討



- ・目指す生活交通の将来像を実現するための、具体的な取り組みを策定

（4）検討体制

前期計画の策定に携わった「西区地域公共交通検討会議」を開催
（構成員）区自治協議会選出委員、行政機関（運輸関係・交通管理者）、交通事業者、都市交通政策課、地域課及び建設課

（5）スケジュール

- 1月 第1回西区地域公共交通検討会議
- 2月 第2回西区地域公共交通検討会議
- 3月 第3回西区地域公共交通検討会議（書面開催・最終案送付）
- 3月 自治協議会本会にて報告